

厚生労働省和歌山労働局発表  
平成 28 年 9 月 1 日

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部賃金室
	賃金室長 畠 寿樹
	賃金室長補佐 吉田 満
	電 話 073 (488) 1152
	F A X 073 (475) 0113

## 和歌山県最低賃金が 10 月 1 日から時間額 753 円に改正 ～現行の 731 円から 22 円引上げ～

和歌山県最低賃金の改正については、和歌山地方最低賃金審議会（会長 中迫 廣）から 8 月 5 日に和歌山労働局（局長 中原正裕）に対して答申が行われ、異議の申出等の審議を経て、本日、官報に掲載されたことで、10 月 1 日からの効力発効が確定した。

現行の時間額 731 円から 22 円引き上げられて時間額 753 円となる。

本県においては、4 年連続で 10 円以上の引上げとなり、最低賃金が時間額のみで定められた平成 14 年度以降では金額、率ともに最大の引上げとなることから、和歌山労働局では、各自治体、使用者団体等に対して、より重点的な周知広報に努めることとしている。

最低賃金については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）等の政府方針において、年率 3% 程度を目途として全国過重平均が 1,000 円になることを目指すとされており、全国的にも当政府方針や 7 月 28 日に中央最低賃金審議会から示された目安等を考慮した大幅な引上げとなっている。

なお、厚生労働省では、最低賃金の大幅な引上げに関連した中小企業・小規模事業者への支援措置として、業務改善助成金及びキャリアアップ助成金について、助成額の拡充及び申請手続の簡素化等の運用の見直しを行ったところであり、今後も経営力強化・生産性向上等の最低賃金の引上げに向けた環境整備に取り組むこととしている。

【参考：和歌山県最低賃金額及び前年上昇率、上昇額】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
最低賃金額	690 円	701 円	715 円	731 円	753 円
対前年度上昇率	0.73%	1.59%	2.00%	2.24%	3.01%
対前年度上昇額	5 円	11 円	14 円	16 円	22 円

※小数点第 3 位四捨五入